

## 資料 2

# 新制度にかかる条例案について

～条例等で定める事項～

- 1 保育の必要性の認定基準に関する基準
- 2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- 3 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準
- 4 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

# 「給付」制度の概要

\* 給付＝本人の申請に基づいて支払うもの・サービス

3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性がある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、給付制度を導入。

## 《給付制度の概要》

- ①国が給付単価の「公定価格」を定める。
- ②給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が「確認」をする。
- ③利用する子どもの「保育の必要性」を認定し、認定内容に応じた教育・保育の給付を行う。
- ④保育の必要な子どもや特別な支援の必要な子どもについては市町村が利用調整
- ⑤利用者負担については、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

## ●「給付」方法は2種類

### 施設型給付

幼稚園(※1)・保育所・認定こども園が対象  
(幼稚園は給付制度に入らず現状の私学助成等をうける方法も可)

### 地域型保育給付

小規模保育・居宅訪問型保育(ベビーシッター)  
家庭的保育・事業所内保育(※条件有)